

○静岡県警察術科訓練安全管理要綱の制定について

(令和3年1月25日例規第4号)

この度、別添のとおり「静岡県警察術科訓練安全管理要綱」を制定し、令和3年4月1日から施行することとしたので通達する。

なお、静岡県警察術科訓練安全管理要綱の制定について（昭和49年甲通達養第43号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

別添

静岡県警察術科訓練安全管理要綱

第1 趣旨

この要綱は、県警察が実施する術科の訓練（試合又は検定を含む。）（以下「術科訓練」という。）を安全かつ効果的に実施するため必要な事項を定めるものとする。

第2 術科の定義

この要綱において「術科」とは、柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法（射撃を含む。以下同じ。）、救急法（水上安全法を含む。以下同じ。）、体育、点検、礼式、教練及び静岡県警察体力検定等実施要綱の制定について（令和元年例規第14号）に基づいて行う体力検定等の種目をいう。

第3 安全管理体制

1 術科安全管理責任者

- (1) 県本部に術科安全管理責任者を置き、県本部教養課長（以下「教養課長」という。）をもって充てる。
- (2) 術科安全管理責任者は、次に掲げる事務を行う。
 - ア 安全かつ効果的に術科訓練を推進するための措置に関すること。
 - イ 術科訓練の安全のための教育の実施に関すること。
 - ウ 術科訓練における事故の調査、統計、分析及び再発防止対策に関すること。
 - エ 前記アからウまでに掲げる事務を行うために必要な後記2(1)の術科安全管理者に対する指揮監督に関すること。

2 術科安全管理者等

- (1) 所属に術科安全管理者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 術科安全管理者は、次に掲げる事務を行う。
 - ア 道場、射撃場その他の術科訓練が行われる場所又は術科訓練の方法に安全管理上の危険がある場合における当該危険を防止するために必要な措置に関すること。
 - イ 術科訓練の安全のための教育の実施及び安全意識の高揚に関すること。
 - ウ 術科訓練における事故の調査、報告及び再発防止対策に関すること。
- (3) 術科安全管理者は、前記(2)アからウまでに掲げる事務を行うため、所属に置かれる次に掲げる者を指揮監督する。

- ア 術科訓練実施要綱の制定について（平成 24 年例規第 15 号）別添「術科訓練実施要綱」第 3 の 3 (1)の所属術科訓練指導者及び所属術科訓練指導補助者（以下「所属術科訓練指導者等」という。）
 - イ 拳銃訓練実施要綱の制定について（平成 24 年例規第 16 号）別添「拳銃訓練実施要綱」第 2 の 3 (1)の訓練立会責任者、同要綱第 2 の 4 (1)の訓練指導者及び同要綱第 2 の 5 (1)の実射訓練指揮官
 - ウ 静岡県警察救急法訓練推進要綱の制定について（平成 19 年例規第 107 号）別添「静岡県警察救急法訓練推進要綱」第 2 の 2 (1)の救急法指導者及び同要綱第 2 の 5 (1)の所属救急法訓練指導者
 - エ 体育の訓練における県本部教養課（以下「教養課」という。）の担当指導者、学校の担当指導者その他所属において当該訓練の指導を担当する巡查部長以上の階級にある警察官
 - オ 点検、礼式又は教練の訓練における教養課の担当指導者、学校の担当指導者その他所属において当該訓練の指導を担当する巡查部長以上の階級にある警察官
 - カ 静岡県警察体力検定等実施要綱の制定について（令和元年例規第 14 号）別添「静岡県警察体力検定等実施要綱」第 3 の 3 (1)の立会責任者
- (4) 術科訓練が行われる施設（建物及びその付帯施設並びにその敷地をいう。以下同じ。）を管理する所属長（当該術科訓練における術科安全管理者である者を除く。）は、当該術科訓練に関し前記(2)アに掲げる事務を行う。

第 4 術科訓練における安全管理の特例

1 柔道、剣道及び逮捕術の訓練における安全管理

- (1) 庶務担当課の術科安全管理者は、当該庶務担当課が置かれる部が実施する柔道、剣道又は逮捕術の訓練に関し次に掲げる事務を行う。

ア 第 3 の 2 (2)アからウまでに掲げる事務

イ 第 3 の 2 (2)アからウまでに掲げる事務を行うために必要な所属術科訓練指導者等に対する指揮監督

- (2) 県本部の所属（庶務担当課及び執行隊を除く。）の術科安全管理者は、当該所属が置かれる部が実施する柔道、剣道又は逮捕術の訓練に参加する当該所属の職員に関し前記(1)の術科安全管理者と連携し、次に掲げる事務を行う。

ア 第 3 の 2 (2)アからウまでに掲げる事務

イ 第 3 の 2 (2)アからウまでに掲げる事務を行うために必要な所属術科訓練指導者等に対する指揮監督

2 術科技能検定における安全管理

- (1) 柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法及び救急法の技能の検定（以下「術科技能検定」という。）における術科安全管理者は、静岡県警察術科検定実施要綱の制定

について（平成5年甲通達養第18号）別添「静岡県警察術科検定実施要綱」第2の2(2)に規定する審査会長たる教養課長をもって充てる。

- (2) 前記(1)の術科安全管理者は、術科技能検定に関して第3の2(2)アからウまでに掲げる事務を行うため、「静岡県警察術科検定実施要綱」第2の2(2)の表の右欄に掲げる審査員（以下単に「審査員」という。）を指揮監督する。

3 警察の施設以外の施設で行う術科訓練における安全管理

- (1) 術科訓練（拳銃操法を除く。）が警察の施設以外の施設で行われるときは、当該術科訓練に係る術科安全管理者は、次に掲げる術科訓練を主催する者の区分に応じ、それぞれ次に定める者をもって充てる。

ア 本部長 教養課長

イ 部長 当該部の庶務担当課長

ウ 所属長 当該所属長

- (2) 前記(1)の術科安全管理者は、第3の2(2)アからウまでに掲げる事務を行うため、第3の2(3)ア若しくはウからカまでに掲げる者又は審査員を指揮監督する。
- (3) 本部長が主催する柔道、剣道又は逮捕術の試合が警察の施設以外の施設で行われるときは、教養課長をもって充てる術科安全管理者は、第3の2(2)アからウまでに掲げる事務を行うため、当該試合に関する事務に従事する教養課、県本部機動隊、学校その他所属の職員を指揮監督する。

第5 安全管理に関する事項

1 受傷事故の防止等

- (1) 所属長は、術科訓練に参加する職員の健康状態を常に把握し、必要があると認めるときは、事前に医師の診察を受けさせること。
- (2) 所属長は、心臓血管系疾患、脳血管障害その他これらに類する病気で治療中の職員（経過観察中又はこれらが既往症である職員を含む。）、高血圧症の職員その他術科訓練を行うことに支障があると認める職員について、術科訓練を免除する等医師の診断に基づいた適切な安全管理上の措置を講ずること。
- (3) 第3の2(3)アからオまでに掲げる者（第3の2(3)イの訓練立会責任者及び実射訓練指揮官を除く。）及び審査員（以下これらを「術科訓練指導者等」という。）は、術科訓練を行う職員の年齢、体力、体格、技能、段級位及び平素の術科訓練の状況に応じた訓練計画を策定し、安全かつ効果的に指導すること。
- (4) 術科訓練指導者等は、術科訓練中に適宜休憩を与え、水分の補給に細心の注意を払って熱中症の予防を図ること。
- (5) 術科訓練指導者等は、術科訓練を行う職員の人数並びに術科訓練の場所及び内容を考慮し、適宜、班を編成する等統制のある術科訓練を行うこと。

- (6) 術科訓練指導者等は、術科訓練における指導體制を確立して常に術科訓練を行う職員の動静を注視し、異常を認めたときは、直ちに術科訓練を中止し、必要な措置を講ずること。
- (7) 術科安全管理者は、術科訓練における受傷事故に備え、応急手当その他必要な措置を講ずることができるよう体制を整備すること。

2 施設、用具等の整備

- (1) 術科訓練が行われる施設を管理する所属長は、術科訓練を行う場所の畳、床、腰板部、照明、冷暖房の装置、換気の装置又は消火設備（以下「設備等」という。）を随時点検し、破損、故障その他の異常を発見したときは、速やかに補修又は修理を行うこと。
- (2) 前記(1)の所属長は、術科訓練が行われる場所を常に整理整頓させ、及び当該場所に術科訓練に不要な物を置かせないこと。
- (3) 術科訓練指導者等は、術科訓練を行う場所の設備等に破損、故障その他の異常を発見したときは、速やかに当該場所に係る施設を管理する所属長（当該施設が警察の施設でない場合にあつては、当該施設を管理する者）にその旨を報告すること。
- (4) 術科訓練指導者等は、気温、室温、湿度その他術科訓練を行う場所の環境に応じ、術科訓練を行う職員の安全を確保するための措置を講ずること。
- (5) 術科訓練指導者等は、術科訓練を行う職員の体格に合った道着その他の被服、防具、用具等を着装させ、又は使用させること。
- (6) 術科訓練指導者等は、術科訓練で使用する防具、用具等を定期的に、及び術科訓練の前後に点検し、破損その他の異常を発見したときは、当該防具、用具等の補修又は修理が行われるまで、これらの使用を禁止すること。

第6 報告

術科安全管理者は、術科訓練において死亡事故又は全治14日間以上を要する受傷事故が発生したときは、速やかに術科訓練受傷事故調査表（別記様式）により術科安全管理責任者に報告しなければならない。

第7 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、術科訓練の安全管理に関し必要な事項は、教養課長が別に定める